

お知らせ

賞与支払届について

賞与を支払ったときには、「賞与支払届」を年金事務所、健康保険組合に提出します。また、賞与の支払いがない場合でも、「不支給」として提出が必要となります。

社会保険資格喪失月に支払われたものや、産前産後・育児休業期間中に支払われた賞与は、社会保険料の対象となりませんが、年度累計額を計上する為に届出は必要です。なお、退職以前の労働の対価という性質があるため、雇用保険料の対象となります。賞与を支給した際には吉田事務所までお知らせください。

高齢者の雇用保険料免除制度廃止について

令和2年4月1日以降、高齢者の雇用保険料免除制度が廃止されます。

このため、**令和2年4月1日**以降、64歳以上の被保険者の方も雇用保険料を給与から徴収することになるのでご注意ください。

なお、雇用保険料率は下記の通りです。

	保険料率	事業主負担分	労働者負担分
農林水産・清酒製造業の事業所	11/1000	7/1000	4/1000
建設業の事業所	12/1000	8/1000	4/1000
上記以外の業種の事業所	9/1000	6/1000	3/1000

* 今後、保険料率は改定されることがあります。

- ・失業等給付の保険料率は、労働者負担・事業者負担ともに引き続き 3/1000 です。
(農林水産業・清酒製造の事業及び建設事業は 4/1000 です。)
- ・雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)も引き続き 3/1000 です。
(建設事業は 4/1000 です。)

年末年始の休業日について

12月28日(土)～1月5日(日)までは休業とさせていただきますので予めご了承下さい。

以上の内容および給与・賞与計算に関するお問合せやご相談は

吉田宏司事務所(03-3274-0656 y-jimusho@fukusikyokai.com)までご連絡ください。